

(別紙)

青森県災害救助法施行細則の一部改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）第８０条の規定により、細則で引用している災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第３２条中「懲役」の文言が「拘禁刑」に改められたことから、下記のとおり県の災害救助法施行細則の一部を改正するものである。

<改正箇所>

青森県災害救助法施行細則

現 行	改 正 案
第７号様式（第９条関係）（裏） 従事令書の交付を受けた者の心得 １～４ 略 ５ 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第３２条の規定により６月以下の懲役又は３００，０００円以下の罰金に処せられる。	第７号様式（第９条関係）（裏） 従事令書の交付を受けた者の心得 １～４ 略 ５ 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第３２条の規定により６月以下の拘禁刑又は３００，０００円以下の罰金に処せられる。